

千葉市水防計画

令和 7 年 7 月修正

千葉市防災会議

千葉市水防計画

修正年月 令和7年7月

— 目 次 —

第1章 総則.....	- 1 -
1 目的及び位置づけ.....	- 1 -
2 用語の定義.....	- 1 -
3 水防の責任.....	- 4 -
4 水防計画の作成及び変更.....	- 4 -
5 安全配慮.....	- 5 -
第2章 水防組織.....	- 5 -
第3章 重要水防箇所.....	- 6 -
1 千葉県管理河川における重要水防箇所.....	- 6 -
第4章 警報、水位情報及び避難対策.....	- 7 -
1 千葉県知事が行う水防警報.....	- 7 -
2 千葉県知事が行う水位情報の通知及び周知.....	- 8 -
3 避難対策.....	- 8 -
4 洪水対策.....	- 9 -
5 水防・高潮対策.....	- 10 -
第5章 気象予報等の情報収集.....	- 11 -
1 雨量・水位等の観測.....	- 11 -
2 気象情報の収集・伝達.....	- 11 -
第6章 水門等の操作.....	- 11 -
1 水門等の操作.....	- 11 -
2 水門等の操作管理体制.....	- 11 -
3 津波注意報・津波警報・大津波警報発表時における水門等操作に係る伝達系統.....	- 14 -
第7章 通信連絡.....	- 15 -
1 通信連絡系統.....	- 15 -
2 水防警報の受領・伝達.....	- 15 -
3 避難判断水位到達情報の伝達系統.....	- 16 -
4 その他.....	- 16 -
第8章 水防施設.....	- 17 -
1 水防施設及び資器材.....	- 17 -
第9章 水防活動.....	- 17 -
1 水防配備.....	- 17 -
2 巡視、警戒及び防ぎよ.....	- 17 -
3 その他.....	- 17 -
第10章 水防標識等.....	- 18 -
1 水防信号.....	- 18 -
2 水防標識.....	- 18 -

第1 1 章	協力及び応援.....	- 18 -
第1 2 章	費用負担.....	- 18 -
第1 3 章	水防報告等.....	- 19 -
第1 4 章	水防訓練.....	- 19 -
第1 5 章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	- 19 -
1	浸水想定区域について.....	- 19 -
2	浸水区域内の地下街等・要配慮者関連施設・大規模工場等	- 20 -
第1 6 章	水防協力団体.....	- 20 -
1	水防協力団体の対象.....	- 20 -
2	水防協力団体の業務内容.....	- 21 -

第1章 総則

1 目的及び位置づけ

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定による指定水防管理団体として、法第33条第1項に基づき市の地域内における河川・海岸等の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、高潮又は、津波による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって市民の安全を保持することを目的とする。

また、この計画は、千葉県水防計画と整合を図り、千葉市防災会議に諮って作成した計画であるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき千葉市防災会議が作成する千葉市地域防災計画の部門計画である。

なお、この計画に定めのない事項については、千葉市地域防災計画「共通編」及び「災害応急対策編第2章風水害・雪害・火山災害対策計画」の定めによる。

2 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

（1）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

（2）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

（3）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

（4）消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

（5）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

（6）量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定められる量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

（7）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有してい

るものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）

（8）洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

（9）水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

（10）水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して行う通知及び周知をいう（法第13条）。

（11）水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。

（12）水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。

（13）水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）等への到達情報、水位周知下水道または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

（14）水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(15) 氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう(法第12条第2項に規定される警戒水位)。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難情報の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 内水氾濫危険水位

法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こる恐れがある水位をいう。

(18) 高潮氾濫危険水位

法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫が起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難情報の発令判断の目安となる水位である。

(19) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。

国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川において、この水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(20) 雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川において、この水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(21) 高潮特別警戒水位

法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(22) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(23) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域を言う(法第14条)。

(24) 内水浸水想定区域

水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の項により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として、都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(25) 高潮浸水想定区域

水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（第14条の3）

(26) 浸水想定区域

洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域または高潮浸水想定区域をいう。

3 水防の責任

(1) 水防管理団体

市は、法第4条に基づく知事指定の水防管理団体として、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

(2) 千葉県(水防本部)

千葉県(水防本部)は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導及び確認すべき責任を有する（法第3条の6）。

(3) 気象庁

気象、津波、高潮及び洪水の予報及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第2項）。

(4) 放送機関、新聞社、NTT東日本、その他の報道機関

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない（法第27条）。

(6) 一般市民

常に気象情報、水防状況等に注意し、水害が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域でともに助け合い進んで水防に協力しなければならない。

4 水防計画の作成及び変更

(1) 計画事項

ア 市は、法第33条第1項の規定により、県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

イ 前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、千葉市防災会議に諮らなければならない。

ウ アの規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

エ この計画に定める水防上必要な基本事項は次のとおりとする。

(ア) 水防組織及び体制に関する事項

(イ) 水防要員の動員に関する事項

(ウ) 気象情報・水防情報及び被害状況の情報・連絡に関する事項

- (エ) 警戒、広報、監視、水防資器材の運用等水防応急活動に関する事項
- (オ) 避難の勧告及び避難場所に関する事項
- (カ) その他水防活動に必要な事務に関する事項
- (2) 細部事項

この計画を円滑に運用するため、この計画に基づく水防上の諸活動にあたって必要とする細部事項は、水防関係局部において定めることとする。

5 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防関係局部員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防関係局部員自身の安全は確保しなければならない。

－水防関係局部員自身の安全確保のために配慮すべき事項－

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用できるよう整備する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するために、水防関係局部員を随時交代させる。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防関係局部員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防関係局部員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防関係局部員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防関係局部員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。
- ・津波浸水想定区域内にある水防関係局部は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

第2章 水防組織

水防組織及び事務分担については、災害応急対策編第2章第1節第2「災害対策本部」に準ずる。

第3章 重要水防箇所

1 千葉県管理河川における重要水防箇所

千葉県水防計画に定める千葉県管理河川における重要水防箇所は、次のとおりである。

(1) 千葉県管理河川・海岸重要水防区域

事務所名	河川・海岸名	重要度		重要水防区域 箇所地先名	延長(m)			重要な理由	想定される水 防工法又は対 策
		種別	階級		海岸	右岸	左岸		
千葉土木事務所	二級 都川	堤防高	A	千葉市若葉区 大草町	—	250	250	(A1) (A2)	積み土のう工
千葉土木事務所	二級 村田川	堤防高	A	千葉市緑区 越智町	—	200	—	(A2)	積み土のう工
千葉土木事務所	二級 村田川	堤防高	A	千葉市緑区 大椎町	—	200	200	(A2)	積み土のう工

(2) 千葉県管理の一級及び二級河川・海岸・湖沼等の危険度評定基準（一部抜粋）

種 別	重要度	
	最も重要な区間 (A)	次に重要な区間 (B)
堤 防 高 (河 川)	1. 一連区間の中で、堤防高又は河川高が上下流に比べ著しく低く（堤防の局部的沈下又は改修途上にある河川の未施工部等）氾濫のおそれ大きく背後に住家等がある所。 2. 近年の出水および津波により氾濫の実績があり住家等に被害が発生した所。	1. 一連区間の中で堤防高又は河川高が上下流に比べ低く氾濫のおそれがあり背後に住家等がある所。 2. 近年の出水および津波で氾濫が起こる寸前まで水位が上昇した事があり氾濫のおそれがあると予想され背後に住家等がある所。 3. 越波により浸水被害の発生するおそれがあると予想され背後地に住家等がある所。

※千葉市域を流下する河川（資料 1-4）、千葉県重要水防箇所図（抜粋）（資料 2-19）

第4章 警報、水位情報及び避難対策

1 千葉県知事が行う水防警報

(1) 水防警報区域

千葉市域における水防警報は、千葉県知事が指定する都川及び千葉港海岸に関し発表される（法第16条）。千葉県知事が水防警報を行う指定河川、海岸の基準水位（潮位）観測所、水防警報区域及び通報責任者、受報責任者は、千葉市域内においては、次のとおりである。

河川名 海岸名	観測所名	所在地	零点高 (m)	水位基準	水防警報区域		発表者	伝達者	受報者
(二) 都川	矢作	千葉市 中央区 矢作町	AP±0	水防団待機水位 2.80m 氾濫注意水位 4.10m 氾濫危険水位 5.52m	(左右岸) 自 千葉市中央区 矢作町立合橋 至 東京湾		千葉土木事務 所長	千葉土木事務 所長	千葉市長 他
※1 千葉港海岸 (千葉地区)	千葉港	千葉市	AP±0	水防団待機水位 2.10m 氾濫注意水位 2.50m 計画潮高位 5.00m	自 千葉市 至 千葉市	※2 港湾局所管 (千葉北部、 中部、南部地 区)	千葉港湾事務 所長	千葉港湾事務 所長	千葉市長 他

※1 高潮のみ

※2 千葉県重要水防箇所図(抜粋) (資料 2-19)

(2) 水防警報の種類、内容及び発表基準 (資料2-14)

2 千葉県知事が行う水位情報の通知及び周知

法第13条第2項に基づき、千葉県知事が水位情報の通知及び周知を行う指定河川の水位観測所、区間、避難判断水位等及び通知先は、千葉市域内においては、以下のとおり

河川名 海岸名	観測所 名	所在地	零点高 (m)	水位基準			区間			通知先
				水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	氾濫 危険 水位	基点 ～ 終点	上流端 ～ 下流端	延長 (km)	
(二) 都川	矢作	千葉市 中央区 矢作町	AP±0	2.80m	4.10m	5.22m	千葉市 中央区 矢作町 ～ 東京湾	3.5 ～ 0.0	3.5	・現地指導班 千葉土木事務所 ・水防管理者 千葉市長 ・関係機関 千葉県災害対策本部 千葉県警察本部（→所轄） 陸上自衛隊第一空挺団 銚子地方気象台 ・報道機関 千葉県報道広報課→報道各社
(二) 村田川	草刈	市原市 草刈字堰の 下 961 先 官有地	TP+2.309	1.50m	3.10m	4.20m	市原市 潤井戸 ～ 東京湾	7.6 ～ 0.0	7.6	・現地指導班 千葉土木事務所市原土木事務所 ・水防管理者 千葉市長、市原市長 ・関係機関 千葉県災害対策本部 千葉県警察本部（→所轄） 陸上自衛隊第一空挺団 銚子地方気象台 ・報道機関 千葉県報道広報課→報道各社
	押沼橋	市原市 押沼 354	TP+11.016	0.90m	2.50m	3.20m	千葉市 緑区 板倉町 ～ 市原市 潤井戸	17.5 ～ 7.6	9.9	

3 避難対策

災害時の避難誘導は、基本的に災害応急対策編第2章第9節第7「避難の誘導」に準ずる。

(1) 対象者

水害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者。

(2) 避難の順位

ア 災害発生の様態により客観的に状況を判断し、浸水想定区域等先に災害が発生すると認められる地域の住民を優先する。

イ 避難にあたっては、避難行動要支援者を優先して行うものとする。

(3) 適切な避難行動

避難情報発令時や災害により危険が生じるおそれのある場合は、避難所等へ早期に避難を開始する。また、急激な降雨や浸水により屋外へ避難するよりも、屋内に留まる方が安全な場合には、自宅を立ち退き避難所へ避難することが必ずしも適切な行動ではなく、自宅や隣接建物の上階等へ緊急的に一時避難し救助を待つこととし身の安全を確保する。

4 洪水対策

	水位観測情報等	千葉市	市民
1	<警戒レベル1> ○早期注意情報（警報級の可能性）		・避難情報、防災気象情報等の情報収集（テレビ、ラジオ、インターネット等） ・周辺状況に注意（周囲の河川の水位・流れ方、傾斜地の様子など。ただし、危険なため現地に直接確認に行かない。また、堤防の亀裂、漏水があった場合には、消防署や区役所へ連絡。） ・浸水防止対策 ・避難行動要支援者名簿を活用した避難支援を検討（名簿受領団体）
2	○水防団待機水位到達 都川（矢作 2.80m） 村田川（草刈 1.50m、押沼橋 0.90m）	・気象情報等の情報収集等 ・パトロール実施 ・災害警戒本部の設置を検討	
3	<警戒レベル2> ○氾濫注意水位到達 都川（矢作 4.10m） 村田川（草刈 3.10m、押沼橋 2.50m）	【災害警戒本部（注意配備体制）】 ・情報収集等の継続・強化 ・パトロール強化 ・土のう積み等対応策の実施 ・避難区域の検討 ・警戒レベル3（高齢者等避難）の発令を検討 ・自主避難者への対応を検討 ・避難所の開設を検討	・ハザードマップ等で避難行動を確認 ・避難委時間を要する者（避難行動要支援者等）及びその支援者は避難開始を検討 ・自主避難を検討 ・避難情報、防災気象情報等の情報収集 ・周辺状況に注意を払う
4	<警戒レベル3相当> ○氾濫警戒情報	【災害警戒本部（警戒配備体制）】 ・避難所の開設 ・警戒レベル3（高齢者等避難）の発令（防災行政無線、電子メール、マスコミ等） ・自主避難者への対応 ・避難指示の発令を検討 ・災害対策本部の設置を検討	・気象情報、周辺の状況に常に注意を払う。 ・高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き又は屋内安全確保）する。 ・自主避難 ※避難行動要支援者等避難に時間を要する者は早めに行動する。
5	<警戒レベル4> ○氾濫危険水位到達 都川（矢作 5.22m） 村田川（草刈 4.20m、押沼橋 3.20m） ○破堤につながる様な漏水等の発見 ○越水・溢水のおそれのある場合	【災害対策本部】 ・災害対策本部設置 ・警戒レベル4（避難指示）の発令（防災行政無線、電子メール、マスコミ等）	・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。） ・避難情報、防災気象情報などの情報収集 ・周辺状況に注意を払う
6	<警戒レベル5> ○氾濫	【災害対策本部】 ・警戒レベル5（緊急安全確保）の発令（防災行政無線、電子メール、マスコミ等） ・救助活動	・命を守るための最善の行動 ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・避難情報、防災気象情報等の情報収集 ・周辺状況に注意を払う
7	（終息）	避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急）の解除	・指定緊急避難場所等から帰宅
備考 ・気象条件、施設状況、地区の特徴等によっては、より早い段階での対応が必要となる場合がある。 ・浸水深が50cmを上回る（成人膝上まで来ている）場所での避難行動は危険である（流速が早い場合は、20cm程度でも歩行不可能である）。 ・用水路等への転落のおそれのある場所では、浸水深10cmでも危険である。			

※矢作（都川）、草刈（村田川）及び押沼橋（村田川）以外の水位観測地点に関する対応方針

原則として、千葉県防災ポータルサイトの情報に基づいて水位情報を監視し、氾濫注意（警戒）水位を超えた場合等は配備検討会で対応を協議する。

5 水防・高潮対策

原則として、千葉土木事務所、千葉港湾事務所からの指示に従い対応を行う。

	潮位観測情報等 (千葉港海岸 千葉地区)	千葉市	市民
1	○水防団待機水位 2. 10m	1 情報収集の継続・強化 ・ 気象情報 ・ 県・関係部局等からの情報 2 水門、陸閘、排水機場等の操作	・ 情報収集 (テレビ・ラジオ・インターネット等より気象情報に留意する。)
2	○氾濫注意水位 2. 50m	1 配備検討会の開催 ・ 情報共有と対応 (体制) 協議 2 パトロール強化 3 水門、陸閘、排水機場等の操作 4 自主避難の対応準備	・ 情報収集 ・ 浸水防止対策 ・ 避難準備 (避難先の確認、所持品の整理) ・ 自主避難 (避難行動要支援者等避難に時間を要する者は早めの対応を行う。)
	潮位観測情報等 (千葉港海岸 千葉地区)	千葉市	市民
3	○潮位が4. 0m (AP) を超えると予想される場合 (計画潮高位 5. 0m (AP))	1 避難指示の発令 (メール、無線、マスコミ等) 2 パトロール強化 3 水門、陸閘、排水機場等の操作 4 避難所開設	・ 避難 (避難所等、堅牢な建物の上階等)
4	○浸水	1 防災情報の提供 (メール、無線、マスコミ等) 2 救助活動 (必要に応じて)	・ 避難 (逃げ遅れた時は堅牢な建物の上階等)
5	(終息)	避難指示の解除	帰宅可能 → 避難終了
備考 ・ 気象条件、施設状況、地区の特徴等によっては、より早い段階での対応が必要となる場合がある。 ・ 浸水深が50cmを上回る (成人膝上まで来ている) 場所での避難行動は危険である (流速が早い場合は、20cm 程度でも歩行不可能である)。 ・ 用水路等への転落のおそれのある場所では、浸水深10cmでも危険である。			

※水防配備体制第5段階発令 (千葉県千葉港湾事務所) 時の本市の行動例

	日時	千葉市
1	氾濫発生見込日の約4日前	千葉港臨港地区水防連絡会議にて千葉県千葉港湾事務所の水防実施要領の高潮配備体制第5段階 (潮位がAP4. 0mを超えると予想される場合) への対応について協議
2	氾濫発生見込日の約3日前	・ 防潮堤の海側地区の企業、住民等に電子メール、FAX等により陸閘等を閉鎖する可能性があることを周知 ・ 交通規制について関係機関協議
3	氾濫発生見込日の1～2日前	陸閘等の閉鎖時期等について、広報車、防災行政無線、安全安心メール、市ホームページ等により周知するとともに、防潮堤の海側地区の企業、住民等に電子メール、FAX等により周知
4	氾濫発生見込日	・ 陸閘等の閉鎖時期等について、広報車による周知 ・ 千葉県千葉港湾事務所による陸閘等の閉鎖判断 (台風の進行方向・速度・勢力等により判断する) ・ 陸閘等の閉鎖 (閉鎖作業所要時間: 約3時間)、避難勧告発令を行う場合、陸閘等の閉鎖開始、避難勧告発令について、防災行政無線、安全・安心メール、市ホームページ等により周知するとともに、防潮堤の海側地区の企業、住民等に電子メール、FAX等により周知。 (陸閘等の閉鎖、避難勧告発令を行わない場合、陸閘の閉鎖、避難勧告発令を行わないことを安全・安心メール、市ホームページ等により周知)
5	(終息)	陸閘閉鎖、避難勧告を解除した場合、陸閘閉鎖、避難勧告の解除について、防災行政無線、安全・安心メール、市ホームページ等により周知するとともに、防潮堤の海側地区の企業、住民等に電子メール、FAX等により周知

第5章 気象予報等の情報収集

1 雨量・水位等の観測

(1) 市内の雨量・水位観測所等

※雨量・水位観測所等（資料 2-16）

※雨量観測システム（資料 2-17）

(2) 情報の収集

気象状況等により、相当の降雨のあるものと認めたときは、水防関係機関と緊密な連絡をとり、雨量・水位等の収集を図るものとする。

・雨量情報の収集・伝達

災害応急対策編第2章第2節第5「雨量・水位情報」に準ずる。

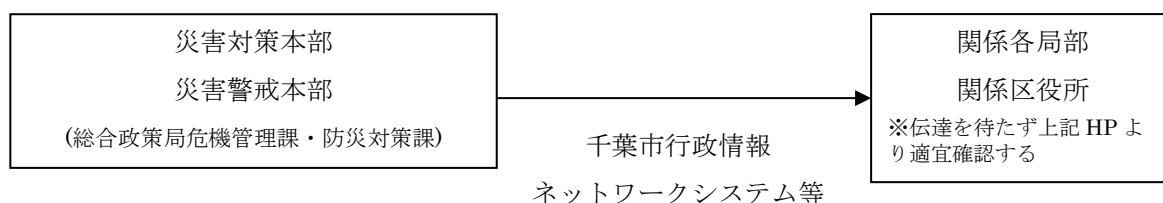
・水位情報の収集・伝達

ア 千葉市域内にある県水位観測所はテレメーターとなっており、下記により確認する。

「川の防災情報」（国土交通省）<https://www.river.go.jp/index>



イ 伝達系統



ウ 気象庁「キキクル」（洪水警報の危険度分布）<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>
指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生危険度の高まりの予測を確認できる。



2 気象情報の収集・伝達

気象情報の収集・伝達については、災害応急対策編第2章第2節「情報の収集・伝達」に準ずる。

第6章 水門等の操作

1 水門等の操作

排水機場・水門・^{りっこう}陸閘の管理者は、操作水位を常に掌握し、水防上必要であると認めるときは、水防組織設置の有無にかかわらず、排水機場・水門の操作を行うものとする。運転操作については、「水防（高潮）・震災等実施要領：県千葉港湾事務所」によるものとする。

※千葉県管理の海岸・河川にある排水機場・水門・^{こゝもん}閘門一覧（資料 2-18）

2 水門等の操作管理体制

津波の発生時に、水門・陸閘等の操作に従事する者の安全の確保を最優先とし、水門・陸閘等の自

動閉鎖化及び水門・陸閘等の操作を確実に実施できる管理体制を図る。

一部の水門を除き、設置された J-ALERT 受信機で津波注意報・津波警報・大津波警報を受信すると、水門は自動閉鎖を行うとともに閉鎖状況を自動通報装置により電話・FAX 水門管理者及び関係者へ通報される。

(1) 海岸保全施設【その1】

所 管・・・千葉県千葉港湾事務所

操作管理・・・千葉市下水道維持課（委託業者）

- ・ J-ALERT により津波注意報・津波警報・大津波警報を受信すると、水門が自動的に閉鎖する。
閉鎖した水門は、千葉港湾事務所の指令により、下水道維持課（委託業者）が開門する。
- ・ 高潮、台風等により潮位が上昇するような場合は、「千葉県水防計画」に基づき、千葉港湾事務所が下水道維持課へ水門及び陸閘の閉鎖指令を出し、下水道維持課（委託業者）が水門及び陸閘を操作し閉鎖する。

海岸保全施設【その1】一覧表

施 設 名		所在地	自動閉鎖	管理内容
排水機場 ・ 水門 (10施設)	蘇我水門	中央区蘇我町	○	・ 点検 ・ 排水機場の操作 ・ 水門の操作
	蘇我排水機場	2丁目	—	
	寒川水門	中央区寒川町	○	
	寒川排水機場	2丁目	—	
	浜野水門	中央区塩田町	○	
	浜野排水機場		—	
	中央4号水門	中央区出洲港	○	
	中央4号排水機場		—	
	草野水門	美浜区高浜7丁目	○	
	草野排水機場		—	

海岸保全施設【その1】一覧表

施 設 名		所在地	自動閉鎖	管理内容
陸閘 (14施設)	村田1号、村田3号 蘇我 黒砂1号、黒砂2号、黒砂3号、黒砂4号 中央1号、中央2号、中央3号、浜野1号、浜野2号、浜野3号、浜野4号			・ 点検 ・ 陸閘の操作

(2) 海岸保全施設【その2】

所 管・・・千葉県千葉港湾事務所

操作管理・・・千葉県千葉港湾事務所

- ・ J-ALERT により津波注意報・津波警報・大津波警報を受信すると、水門が自動的に閉鎖する。

- ・高潮、台風等により潮位が上昇するような場合は、「千葉県水防計画」に基づき、千葉港湾事務所が、水門及び陸閘を操作する。

海岸保全施設【その2】一覧表

施 設 名		所在地	自動閉鎖
水門 (3施設)	中央1号水門	美浜区幸町	○
	中央2号水門	美浜区新港	○
	中央3号水門	中央区中央港	○
陸閘 (14施設)	中央6号、中央11号、中央13号、中央14号、中央15号、 中央16号、中央17号、中央18号、中央20号、中央21号、 中央22号 寒川1号、寒川1号マイターゲート、村田4号、川崎地区2号ー1		

(3) 河川管理施設

所 管・・・千葉県千葉土木事務所

操作管理・・・千葉市下水道維持課（委託業者）

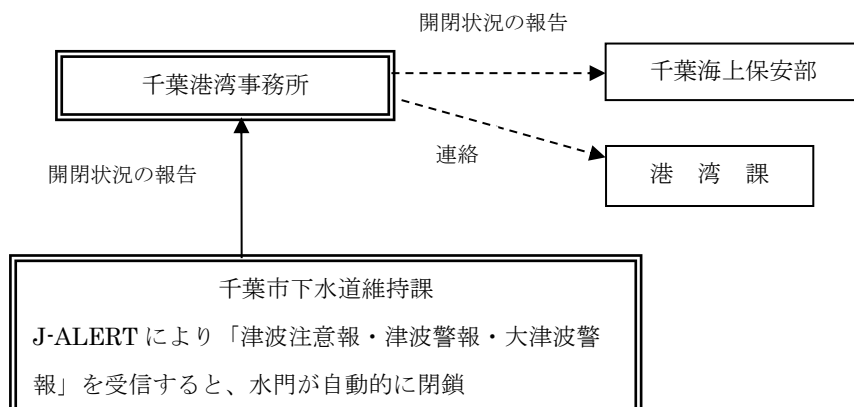
- ・水門は下水道維持課（委託業者）が操作し閉鎖する。
- ・高潮、台風等により潮位が上昇するような場合は、千葉土木事務所の定めた閉門水位により、下水道維持課（委託業者）が水門を閉鎖する。（葭川水門は24時間監視体制）

河川管理施設一覧表

施 設 名		所在地	自動閉鎖	管理内容
排水機場 ・ 水門 (4施設)	葭川水門	中央区中央4丁目	×	・点検 ・排水機場の操作 ・水門の操作
	葭川排水機場		—	
	生実水門	中央区塩田町	×	
	生実排水機場		—	

3 津波注意報・津波警報・大津波警報発表時における水門等操作に係る伝達系統

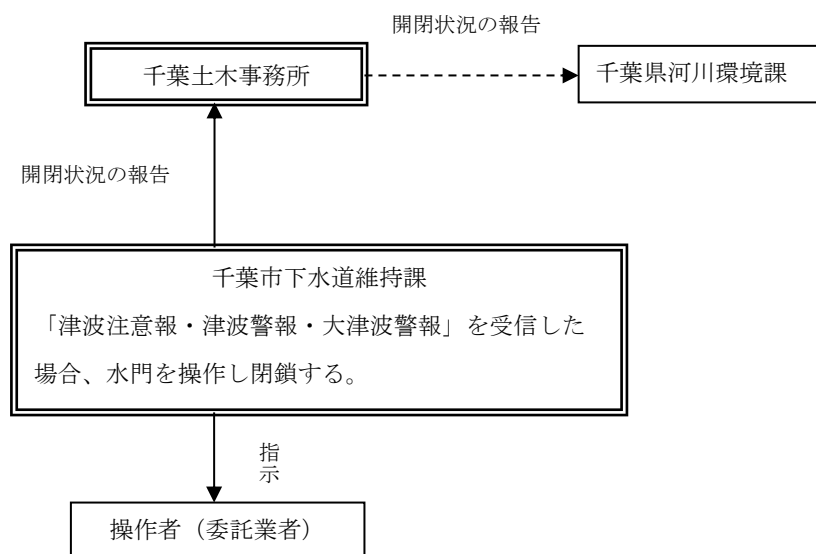
(1) 海岸保全施設【その1】



(2) 海岸保全施設【その2】

千葉市への伝達系統なし

(3) 河川管理施設



第7章 通信連絡

1 通信連絡系統

水害時の通信は、災害応急対策編第2章第2節第1「情報連絡体制」に準ずる。

2 水防警報の受領・伝達

水防法第16条に基づく指定河川(都川)及び海岸(千葉港地区)において、千葉県知事が水防警報を発表する。

千葉県知事により発表された水防警報の受領及び伝達は、総合政策局危機管理部が担当する。

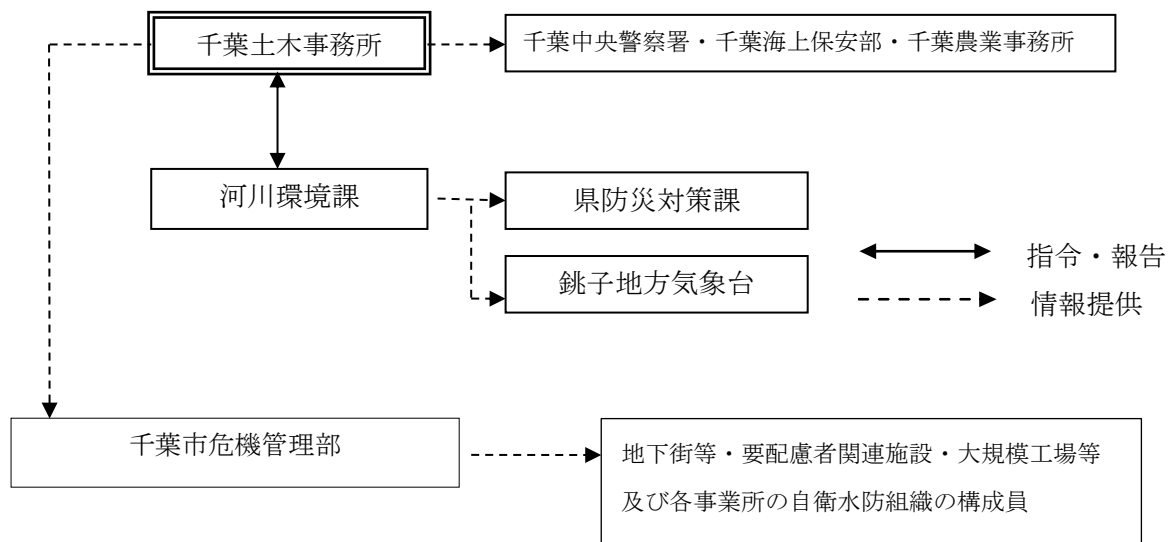
総合政策局危機管理部は、警報を受領した場合、速やかに市長、副市長、危機管理監、建設局長、消防局長及び教育長に報告するとともに、関係各課長及び区長に伝達する。

伝達を受けた関係各課長及び区長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。

受領・伝達系統は、以下に示すとおりとする。なお、勤務時間外における受領・伝達は、災害応急対策編第2章第1節「応急活動体制」に準ずる。

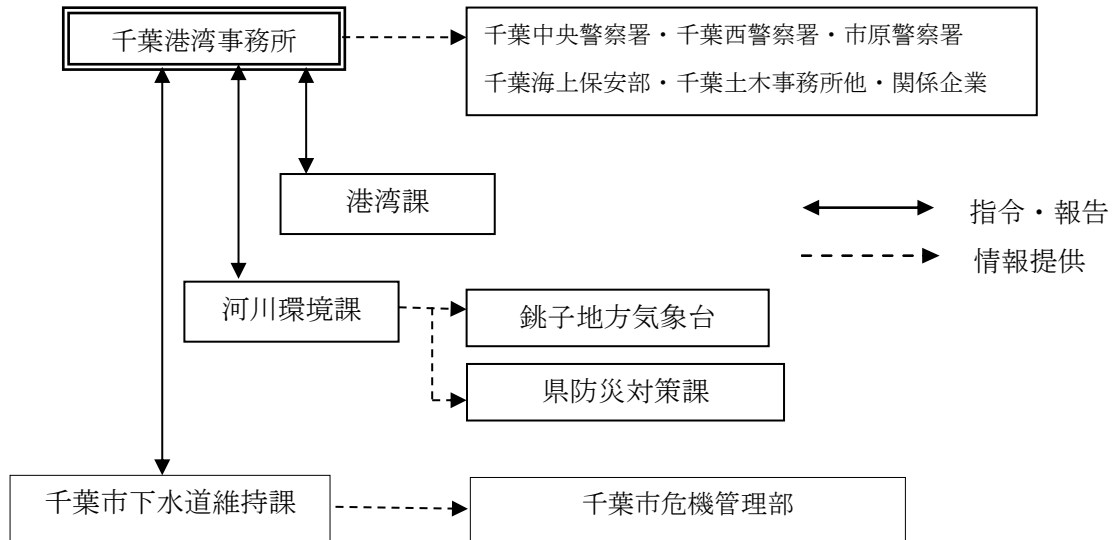
(1) 都川水防警報区域における水防警報の伝達系統

- ・観測所 矢作
- ・水位基準 氾濫危険水位 5.22m
氾濫注意水位 4.10m
水防団待機水位 2.80m



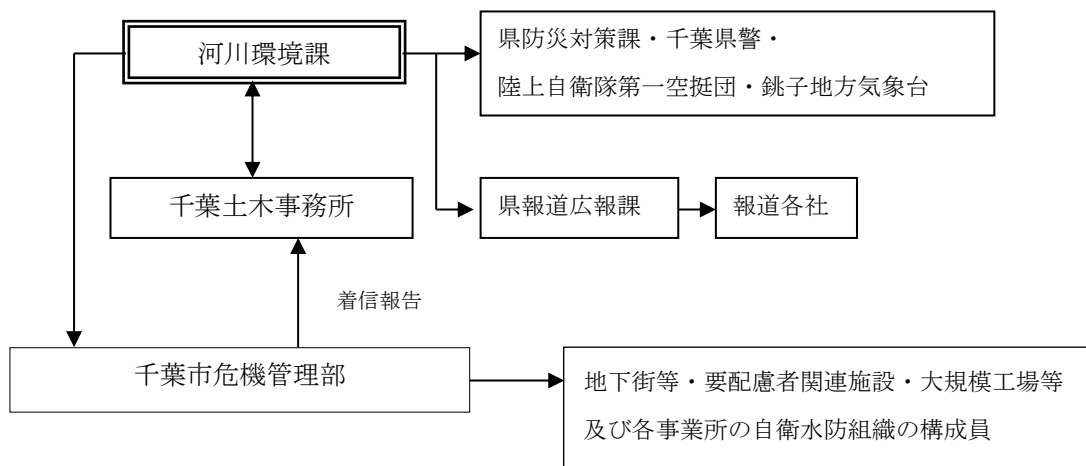
(2) 千葉港海岸水防警報区域における水防警報等の伝達系統

- ・観測所 千葉港
- ・水位基準 計画潮高位 5.00m
氾濫注意水位 2.50m
水防団待機水位 2.10m



3 氾濫危険情報の伝達系統

都川（矢作）及び村田川（草刈・押沼橋）の水位情報の受領・伝達系統



4 その他

その他観測所における水位等の情報が、千葉県から危機管理課、防災対策課、宿日直、中央・美浜土木事務所及び下水道維持課携帯電話にメールで送信される。

(1) 雨量観測情報

- 設置場所 千葉土木事務所、六方調整池、土気高等学校、大和田
- 情報 10分雨量の基準値超過時における（10分雨量・時間雨量・累加雨量）

(2) 水位観測情報

- 設置場所 都川（矢作・大草）、葭川（栄町）
- 情報 水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位等

第8章 水防施設

1 水防施設及び資器材

円滑な水防活動を実施するため、水防上必要な施設及び資器材の確保を図るものとする。

※水防施設及び資器材の現況（資料 3-15）

第9章 水防活動

1 水防配備

配備の種別、時期及び内容、また、動員の伝達方法については、災害応急対策編第2章第1節第1「初動体制」に準ずる。

2 巡視、警戒及び防ぎょ

（1）各部は、河川・海岸等を必要に応じ、巡視・警戒及び防ぎょするとともに、報告するものとする。

（2）巡視・警戒等を行う区域は、重要水防箇所及び水防関係局部で所管する区域・箇所とする。

※河川等の巡視箇所（資料 2-15）

※千葉県重要水防箇所図（抜粋）（資料 2-19）

※千葉港公共港湾施設の概要（資料 2-23）

3 その他

過去の浸水履歴、洪水ハザードマップ等を活用する

※近年の風水害による災害記録（資料 1-3）

※千葉市地震・風水害ハザードマップ（資料 4-7）

※大雨の時、通行に注意を要する道路（資料 4-9）

第10章 水防標識等

1 水防信号

県の定めによる水防に用いる信号は次のとおりである。

	サイレン信号
警戒信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせる 5 15 5 15 5 15 (秒) ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
水防団員 全員出動	水防団員または消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる 5 6 5 6 5 6 (秒) ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
居住者の 出動	水防管理団体の区域内に移住する者が出動すべきことを知らせる 10 5 10 5 10 5 (秒) ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
避難信号	必要と認める区域内の居住者に避難のために立ち退くことを知らせる 1分 5秒 1分 ○ - 休止 - ○

2 水防標識

水防に用いる標識は、災害応急対策編第2章第1節第2「災害対策本部」に準ずる。

第11章 協力及び応援

協力及び応援の要請については、災害応急対策編第2章第4節「広域連携体制」に準ずる。

また、千葉市が行う水防のための活動について、河川管理者と協議し協力を得る。

※河川に関する情報、重要水防箇所の合同点検等

第12章 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動により次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して決め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- ・法第23条の規定による応援のための費用
- ・法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第13章 水防報告等

被害状況等の収集及び伝達は、災害応急対策編第2章第2節第7「被害状況の収集・伝達」に準ずる。

また、水防が終結した際は、千葉県水防てん末報告様式により水防本部現地指導班に報告する。

※千葉県水防てん末報告様式（資料 6-7）

第14章 水防訓練

市は毎年出水期前に、水防関係機関等との水防訓練（情報伝達等）を実施し、水防技術の向上を図る。

第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

1 浸水想定区域について

（1）洪水浸水想定区域

国土交通大臣及び都道府県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村に通知するものとする。

現在、本市に係る浸水想定区域図は次のとおりである。

- ・都川水系都川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
（令和元年12月公表：千葉県土整備部河川環境課）
- ・南白亀川水系南白亀川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
（令和元年12月公表：千葉県土整備部河川環境課）
- ・村田川水系村田川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
（令和2年3月公表：千葉県土整備部河川環境課）
- ・利根川水系高崎川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
（令和2年5月公表：千葉県土整備部河川環境課）
- ・利根川水系印旛放水路（大和田排水機場～東京湾区間）及び勝田川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
（令和4年3月公表：千葉県土整備部河川環境課）
- ・菊田川水系菊田川及び支川菊田川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
（令和4年3月公表：千葉県土整備部河川環境課）
- ・浜田川水系浜田川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
（令和4年3月公表：千葉県土整備部河川環境課）
- ・浜野川水系浜野川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

(令和4年3月公表：千葉県土整備部河川環境課)

- ・生実川水系生実川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

(令和4年3月公表：千葉県土整備部河川環境課)

(2) 高潮浸水想定区域

都道府県知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を水防法第14条の3に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村に通知する者とする。

現在、本市に係る浸水想定区域図は次のとおりである。

- ・東京湾沿岸〔千葉県区間〕高潮浸水想定区域図

(令和4年6月公表：千葉県土整備部河川環境課)

2 浸水区域内の地下街等・要配慮者関連施設・大規模工場等

法第15条に基づき、浸水想定区域内における、地下街、要配慮者関連施設及び所有者等から申出のあった大規模工場等を指定する。(資料編4-10)

事業所等については、避難確保計画または、浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定されており、市は事業者等へ、国の「災害情報普及支援室」と連携し、自衛水防の推進について説明、また、事業者等が作成する避難確保計画及び浸水防止計画の技術的助言を実施する。

また、災害時には、事業者等へ洪水予報等をFAXにて伝達する。

(1) 地下街等

消防法施行令別表一の(一)、(二)、(三)、(四)、(五)イ、(六)、(八)、(九)、(十三)イ、(十六)イに該当し、不特定多数の利用者があると考えられるもの

なお、地下街等の所有者においては、避難確保計画及び浸水防止計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置の義務付けがある。

(2) 要配慮者関連施設

主として、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

(3) 大規模工場等

工場、作業場または倉庫で、延べ面積が1万平方メートル以上のもので、所有者等から申出があるもの。

第16章 水防協力団体

1 水防協力団体の対象

水防団等の水防活動に協力する「水防協力団体」について、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、営利法人を含む民間法人、町内自治会、法人格を有しないボランティア団体等を対象とし、水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力する。

２ 水防協力団体の業務内容

- （１）水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力する。
- （２）水防に必要な器具、資材又は設備を保管し及び提供する。
- （３）水防に関する情報又は資料を収集し及び提供する